共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、公益財団法人広島県下水道公社(以下「発注者」という。)が発注する太田川流域下水道太田川東部浄化センター脱水ケーキ処理業務 その1(セメント化)(以下「業務」という。)を、共同して営むことを目的と する。

	(名和							
第	2条	当共同企業体	xは、		共同企業体	(以下	「企業体」	とい
	う。)	と称する。						
	(事系	용所の所在地)						
第	3条	当企業体は、	事務所を	(所在地)		_\	
			_会社内に置く。					

(成立の時期及び解散の時期)

- 第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、業務の委託契約の履行 後発注者の承諾を得て、解散するものとする。
- 2 業務を受託することができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務にかかる委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の所在及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

共同企業体所 在 地構 成 員商 号法人代表者

共同企業体所 在 地構 成 員商 号法人代表者

(企業体代表者の名称)

第6条 当企業体は、セメント原料化業者である <u></u>会社を企業体代表者(以下「代表者」という。)とする。

(業務の分担)

第7条 業務の分担は次のとおりとする。

【処分業務】

処分業務を行う者

所在地

商号

法人代表者

処分場所

工場

【収集運搬】

収集運搬業務を行う者

所在地

商号

法人代表者

(代表者の権限)

- 第8条 当企業体の代表者は、業務の実施に関し、当企業体を代表して、次の権限を有するものとする。
 - 1 発注者及び監督官庁等と折衝する権限
 - 2 委託料(部分払金を含む。)の請求、受領に関する一切の権限
 - 3 当企業体に関する財産を管理する権限

(代表者の責任)

第9条 代表者は、業務の委託契約の履行に関し、責任を負うものとする。また、 代表者は、緊急時等やむを得ない場合に代表者単体で業務を行うことがある。

(運営委員会)

第 10 条 当企業体は、第 5 条の構成員による運営委員会を設け、業務の完遂に当 たるものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、______銀行____店とし、代表者の 名義により設けられた、別口預金口座によって取引を行うものとする。

(必要経費の分配)

第12条 構成員は、業務の実施のため、必要な経費の分配を受けるものとする。

(決算)

第13条 当企業体の決算の時期については、運営委員会で別に定める。

(構成員の相互間の責任の分担)

- 第14条 構成員が、その業務の実施に関し、第三者に与えた損害は、その責任に つき、運営委員会で協議するものとする。
- 2 構成員が、他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき、運 営委員会で協議するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(構成員の脱退)

第16条 構成員は、発注者及び他の構成員の承認がなければ、当企業体が第4条 第1項に規定する解散の日まで脱退することができない。

(構成員の破産又は解散)

- 第17条 構成員のうち収集運搬業務を行う者が、業務の実施途中において破産又 は解散したときは、第10条の規定を準用する。
- 2 代表者が、業務の実施途中において破産又は解散したときは、発注者に契約 の解除を申し入れ、第4条の規定にかかわらずこの企業体を解散するものとす る。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、業務につき瑕疵があったときは、代表者は、その責任を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

				会社	と					会	社は	、上	:記(のと	おり) .
太田	川流域下	水道	太田川	東部浄	化セン	ター月	说 水	ケー	キ処	理業	務そ	0	1 (セ	メン	1
化)	の共同実	ミ施 を	目的と	こして、	共同化	è業体	協定	を締	結し	たの	で、	そ	の証	٤ ا	して	۲
の協	定書	_通を	作成し	、各通	に構り	は員が	記名	押印。	の上	、発	注者	及	び各	構力	龙 員	が
各 1	通を所持	すする。	0													

共同企業体 所 在 地

構 成 員 商 号

法人代表者

共同企業体 所 在 地

構 成 員 商 号

法人代表者